

大町市文化芸術振興計画（素案）

～文化芸術活動を通じた様々な人々のつながりが
生み出す活力溢れるまちとひと～

令和8年6月11日現在

大町市教育委員会

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	1
3	国・県における文化政策の動向	2
4	文化芸術の範囲	3
5	計画の位置づけ	3
6	計画の期間	4

第2章 文化芸術の現状と課題

1	大町市の文化芸術を取り巻く現状	5
2	文化芸術団体等アンケート調査結果及び課題の抽出	9

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	10
2	目指す姿	12

第4章 基本理念の実現に向けた方針と施策

1	だれもがいつでも文化芸術に親しみ、参加することができるまち	14
2	育んできた歴史と風土をしっかりと後世に繋げていくまち	15
3	多彩で多様な文化芸術を理解し楽しむことができるひとづくり	16
4	多様性を尊重し、教育・福祉・産業等のあらゆる分野で文化芸術を活用するまち	17

第5章 計画の推進体制・進捗管理

1	推進体制	19
2	SDGsの取組	19
3	計画の進捗と評価	20
	大町市文化芸術振興審議会委員名簿	

【参考資料】

	文化芸術基本法	22
--	---------	----

資料編

1	大町市の文化施設、社会教育施設等一覧	32
2	大町市の文化財一覧	35
3	アンケート結果	39

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

大町市は北アルプスの麓に広がる扇状地に位置し、北アルプスを源とする清冽な河川や湖など水資源に恵まれた地域です。

そして古くからこの地方は内陸信濃と日本海側を結ぶ「千国街道」(通称「塩の道」)が開かれ、交易が盛んとなり、特に江戸時代になると大町は海産物や塩、麻、たばこ等の集積地として栄えました。

そのような歴史のもと、多くの文化財群はもとより、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根ざした独自の文化芸術を育んできました。

文化芸術は、すべての人が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、人と人とを結び付け、互いに理解し合うことにより、協働し、共生する社会の基盤となるものです。

市民一人ひとりが地域文化への理解を深め、先人の築いた文化芸術を将来の世代に引き継ぐとともに、大町市の新たな文化芸術を創造し、文化と歴史の香りが薫るまちとして、文化芸術に関する施策の推進を進めます。

2 計画策定の趣旨

急激な少子高齢化や情報化の進展に伴い、社会のグローバル化が進み、人と人との絆や協働性を大切にしたい、持続可能な社会への転換が強く求められています。

こうした時代の潮流を背景に、未知の文化を柔軟に受容する精神の醸成や、異なる分野の芸術を受け入れ、多様性を認め合う共生社会の実現は、今後、取り組むべき重要な課題になっています。

こうしたなか、国では、平成13年に文化芸術の振興に関する基本的な方針を定め、芸術活動の支援を積極的に進めるとともに、30年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

文化芸術は、人々の心に想像力や感性を豊かに育むほか、創造による喜びをもたらす大きな力を持つと同時に、年齢や性別、国籍の違いや障がいの有無、その他の属性や個人を取巻くいかなる社会的状況や環境に関わりなく、全ての人に広く社会参加の機会を開くとともに、全てを包摂した社会づくりに大きく寄与するものです。

この文化芸術を広義に捉え、大町市の自然環境や風土、建造物や街並み、衣食住をはじめとする暮らし、歴史、言語、伝統芸能や祭り、芸術的な創作活動、市民活動、産業、遊休施設などを文化資源として体系づけ、市民と行政が、協働で文化資源の共有と活用をしながら、文化で新たににぎわいをつくり、市民が大町市に住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めるために、すべての市民に包括的で、かつ質の高い多様な生涯学習の機会を提供し、市民全体の文化芸術活動の振興に繋げるため、文化をはじめ環境や貧困、産

業や経済などSDGsの視点を踏まえた多面的、総合的な行動計画として策定するものです。

3 国・県における文化政策の動向

国の動向

□文化芸術基本法（平成29（2017）年6月改正）

平成13年12月、文化芸術の振興についての基本理念を示す「文化芸術振興基本法」が施行され、文化芸術により国づくりを進める「文化芸術立国」を目指した様々な振興策が総合的に推進されてきました。また、平成29年6月には「文化芸術振興基本法」の一部を改正し、「文化芸術基本法」が施行されました。同法では、文化財の保護や文化芸術の振興などこれまでの文化芸術振興をさらに充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を定め、地方公共団体に対しても、国との連携を図りつつ地域の特性に応じた施策を実施することが求められています。

□文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5（2023）年3月策定）

文化芸術基本法に基づき、平成30年3月に文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとし、文化芸術推進基本計画（第1期）が策定されました。その後、新時代に求められる文化芸術を取り巻く様々な状況を踏まえ、文化芸術推進基本計画（第2期）を策定しました。

（計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）

□障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律

（平成30（2018）年6月施行）

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律では、文化芸術を「生まれながらに持つ権利」と位置づけ、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に文化芸術を鑑賞・創造・発表できる社会を目指しています。

このように、国においても、基本法の施行以降、文化芸術の振興を重要な政策として位置付け、文化政策を積極的に推進しています。

県の動向

□長野県文化芸術振興計画（第2次）（令和5（2023）年3月策定）

文化芸術基本計画法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として、平成30年に県の文化芸術分野の個別計画として「長野県文化芸術振興計画」を策定しました。令和5年には、第2次計画が策定され、引き続き、文化芸術の基本的な方向性を示しています。

（計画期間）令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）

4 文化芸術の範囲

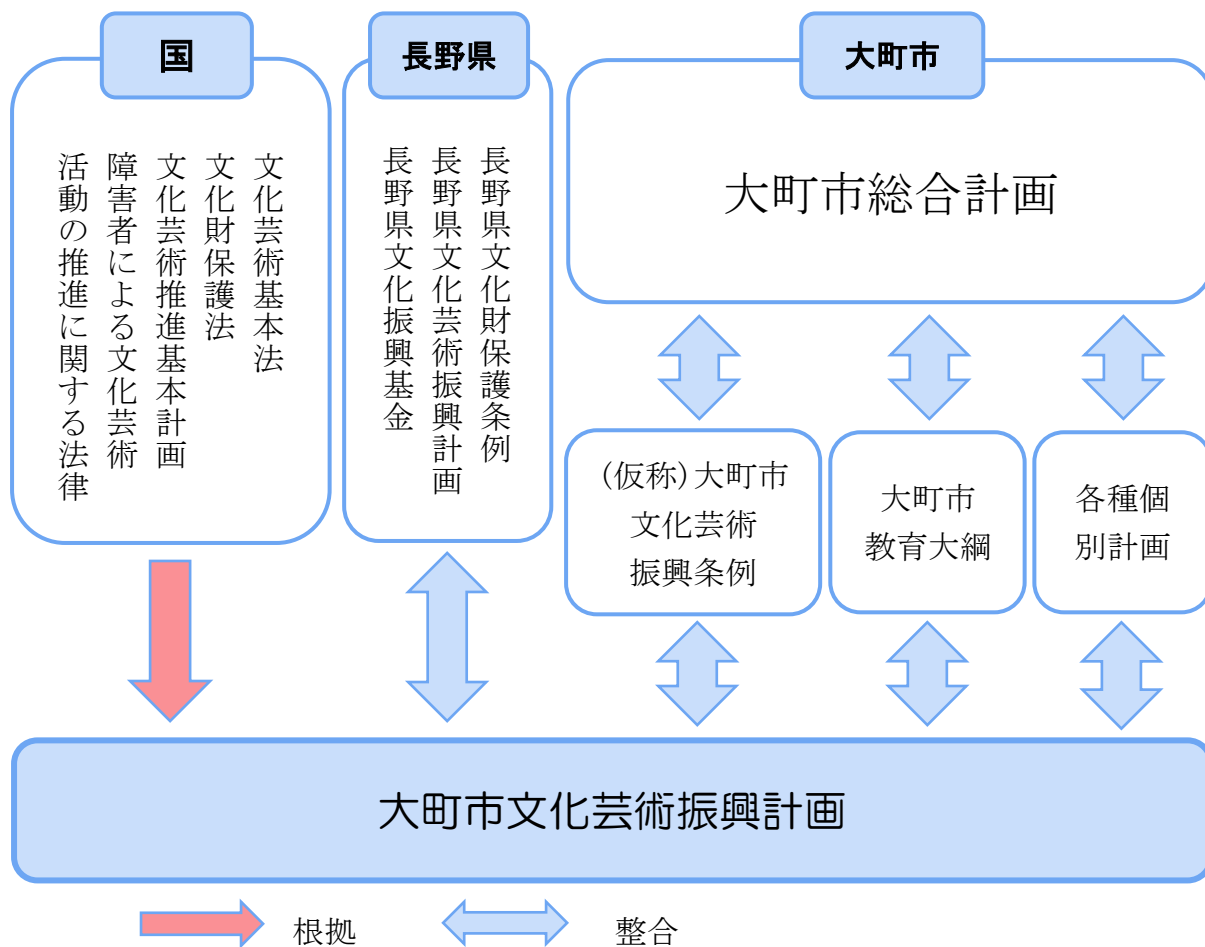
この計画が対象とする「文化芸術」の範囲は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、同法が対象とする次の範囲を対象としつつ、市内で培われた歴史や風土についても、「文化芸術」をはじめとする、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野の基盤になるものとして、対象とします。

芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版等	出版物及びレコード等
文化財等	有形・無形文化財とその保存技術
地域における文化芸術	各地域の公演・展示・芸能祭等、地域固有の伝統芸能、 地域の人々による民族芸能

5 計画の位置づけ

この計画は、市政運営の基本となる「大町市総合計画」を踏まえ、文化芸術分野における中長期的な視点に立った基本理念や施策の方向性を定めるもので、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第4条では、それぞれの地方公共団体が地域の特性に応じた文化施策を策定し、実施することが責務とされ、同法第7条の2第1項では、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとするとしていることから、大町市文化芸術振興計画を定めるものです。

この計画で示す基本理念や基本目標の方向性は、市民、文化芸術団体、関係機関等が共有し、市の文化芸術振興のための共通指針とします。また、各主体は相互の連携を図りながら文化芸術振興に取り組んでいきます。



6 計画の期間（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

ただし、計画の進行管理や大町市を取り巻く社会経済情勢の変化、また、今後策定される大町市第6次総合計画及び第6次生涯学習推進プランの計画期間内において必要に応じ見直しを図るものとします。

第2章 文化芸術の現状と課題

1 大町市の文化芸術を取り巻く現状

(1) 社会情勢の変化

① 人口減少の急速な進行と少子高齢社会

少子高齢化の進展により、令和6年10月の大町市の人口構造における高齢人口の割合は4割を超え、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

また、少子化の進展も著しい中、コミュニティ・スクールを核とする地域の子どもは地域で育てるという環境づくりが進められています。

② 高度情報通信社会の進展

ネット社会にあって、スマートフォン等に代表される情報通信技術（ICT）の急速な普及は、我々の生活スタイルを変えてきました。子どもの教育現場でも積極的な活用が始まり、ICT機器に不慣れな高齢者と若年層でのデジタルデバイド（情報格差）も顕著となりました。

また、様々な分野で人工知能（AI）の利用をはじめとする技術革新が進み、今後も産業のみならず、働き方や暮らし方が大きく変わっていくことが予想されます。

③ 国際交流やグローバル化の進展

立山黒部アルペンルートや白馬村を中心としたスキーヤーなどのインバウンド誘致にともなう訪日外国人旅行者の増加により、国際的な観光地としての魅力向上が進められています。また、これまで積極的に取り組んできた信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業（以下「信濃大町AIR事業」）や、国際芸術祭を通じ、多くの国と地域から多様なアーティストが参加し、現地に滞在して作品を制作してきました。これにより、市民が日常的に多様な異文化や国際的な感性に触れる機会が創出されています。これらは、長野県全体や大町市内に大きな経済波及効果をもたらしており、グローバルな発信が地域経済の活性化に直結しています。

「アート」という共通言語を通じ、国内外からの来訪者と地域住民、ボランティアが日常的な交流を重ねることで、異なる文化や価値観を尊重し、自らの地域の魅力を世界的な視点で再認識する好循環が生まれています。

(2) 主な文化芸術活動

① 大町市文化祭

市民の文化芸術等、日頃の生涯学習活動の成果を発表する場として文化祭を開催し、その成果を社会生活や地域づくりに活かすことのできる生涯学習社会を目指すために開催しています。

また、菊花の栽培を通じて、栽培技術の向上と青少年の情操教育の一助とするとともに、来場する市民の皆さんに菊作りの良さと秋の風情を堪能してもらうために菊花展を開催しています。

②はばたきの集い

大町市芸術文化協会では、地域の皆様に文化・芸能活動を知っていただくことにより、更なる市内の文化芸術活動の発展につなげることを目的に「はばたきの集い」を開催しています。

ステージ発表や絵画等の展示の場を設けることにより、会員相互の親睦を図るとともに、会員数の確保につなげており、現在15の団体で構成され活動しています。

③北アルプス雪形まつり

厳しい冬を過ごした早春の北アルプスの里は、自然も人も春を迎えた喜びで溢れ、雄大な北アルプスの山肌に浮かびあがる「雪形」は、山岳文化のシンボルです。

この喜びの季節に、自然と人が共生する山岳文化の創造を目指すとともに「北アルプス雪形まつり」を開催することにより、郷土に新しい時代の情操文化の花を咲かせることを目的として開催しています。

④信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業の推進

国内外からアーティストを招聘し、地域資源を最大限に活用した芸術創作活動を支援する「信濃大町AIR事業」を、平成27年から積極的に展開し、市内芸術文化活動との連携や「芸術文化を活かしたまちづくり」に努めています。市の新たな魅力の創造、全国に芸術文化都市「信濃大町」を広く発信し、大きな人の流れの創出、交流人口・定住人口の増加に向けた取組みを進めるとともに交流を通じ、市民が芸術文化に触れる機会の創出とシビックプライドの醸成を図ってきました。

また、令和6年に3回目の開催となった北アルプス国際芸術祭では、恵まれた自然環境を背景に、芸術文化を通じて当市の魅力を地域固有の価値として、内外へ発信するとともに、地域経済の活性化と芸術文化による市民の一体感の醸成に取り組んできました。

両者の継続的な取組みを通じ、現代アートに馴染みがなかった方々にも開催意義が伝わり、回を重ねるごとに多くの地域との関係性を深め、協力が得られるよう、「市民に親しまれ、創造が育まれるレジデンス」の実現に向け、丁寧に進めていきます。

(3) 文化財の保存と活用

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、そして今日まで守り伝えられてきた貴重な私たちの財産です。また、新たな文化を創造するうえでの基礎となるものです。

貴重な文化財を後世に伝えていくために、文化財に関する調査を実施し、現状を把握するとともに、基礎的資料の蓄積を図ります。また、文化財指定を進め、

これらの保存・活用を市民と協働で推進することにより次世代に継承していきます。

さらに、歴史資料として重要な文書、資料、その他の記録の収集及び保存をし、広く市民の学習利用に提供していきます。

① 文化財保存活用地域計画の策定

文化財保存活用地域計画は、未指定の文化財も含めた地域の多種、多様な文化財を総合的に調査・把握し、観光やまちづくりなどの民間事業者、他行政部局と連携して、文化財の保護と地域振興を計画的に進めていくための枠組みです。

計画に記載する当市の特徴的な関連文化財群の主なものは、以下のようなものが考えられます。

- ・ 当地をひらいた仁科氏の歴史と文化
- ・ 宿場町として発展した中心市街地の歴史的建造物や古道、水路の景観
- ・ 昭和電工や電源開発・ダムなどの近代化、産業遺産
- ・ 水を活かした農業や生活用水、循環システムなどの水関連遺産
- ・ 山岳信仰や登山案内人組合、山小屋、登山道、山岳博物館などの山岳文化
- ・ 信濃木崎夏期大学や山村留学などの特徴的な教育活動
- ・ 麻、たばこ、桑などの特用作物の生産と山村の習俗

計画策定にあたっては、文化財について、できる限り全市的な掘り起こしを行い、その歴史的背景について調査して、計画的に策定を進めていきます。

② 東京藝術大学との連携

平黒沢高原の国登録有形文化財「東京藝術大学山岳部黒沢ヒュッテ」のご縁で、所有者である山岳部の同窓会「上野山の会」が中心となって、北アルプス国際芸術祭のパートナーシップ事業として期間中にワークショップなどを開催いただきました。

また、ヒュッテは、卒業生や山岳部員の登山に利用されるほか、他大学も含めた美術や音楽などの合宿活動で利用され、大学や世代、分野を超えた交流の場となっているとのことです。

山の会関係者を中心に、今後地域との交流の機会を増やしたいとの要望があり、様々な分野においてどのような連携が可能かを模索していきます。

③ 主な文化財・伝統文化等

ア 史跡

- ・ 上原遺跡（県史跡）

イ 天然記念物

- ・ 湯俣噴湯丘（国指定天然記念物）

ウ 建造物

- ・ 仁科神明宮本殿、釣屋、中門（国宝）
- ・ 若一王子神社本殿（国重要文化財）

- ・旧中村家主屋、土蔵（国重要文化財）
- ・盛蓮寺観音堂（国重要文化財）

エ 民俗・伝統行事

- ・仁科神明宮作始め神事（県無形民俗文化財）
- ・仁科神明宮の神楽（県無形民俗文化財）
- ・流鏝馬の神事（県無形民俗文化財）

（４）山岳文化の振興

雄大な北アルプスを背景に、山岳文化都市宣言のもと、山岳の自然・文化・歴史を活かして、国内外から観光・交流人口を呼び込み、持続可能なまちづくりを推進しながら、山岳博物館を中心として、山岳に関する知識や文化の保存・発信を行い、市民とともに山岳文化の発展と創造を目指しています。

また、立山黒部アルペンルートの玄関口としての魅力を高め、山岳文化の発展と産業振興を進めています。

（５）姉妹・友好都市や様々な地域との文化交流の推進

市では、文化やスポーツ、教育などの交流事業を展開し、お互いの地域や文化などを知り、ふれあいの輪を広げるために、国内外の都市と姉妹・友好都市提携を結んでいます。

現在、国内２都市（立川市、氷見市）、海外２都市（インスブルック市、メンドシーノ）と提携し、地域間の文化交流事業を推進しています。

また、様々な地域の文化等について学ぶ機会を設けることや、文化交流イベントの支援等を行うことで新たな交流の創造が図られると考えます。

①メンドシーノ姉妹都市交流

昭和５５年に大町市（旧美麻村）とアメリカ合衆国カリフォルニア州メンドシーノと友好姉妹提携をして以降、国際化・情報化時代の中で、異文化とのかかわりや人々の交流により、次代を担う子どもたちの国際感覚を高め、広い視野に立った人づくりを目的とし、国際交流事業を行っています。

平成４年からは、美麻小中学校の児童・生徒を中心とした訪問団を相互に派遣する交流事業を実施しています。

②インスブルック市との友好都市交流

昭和６０年のカモシカとマーモットの交換を機に友好関係を結びました。大町山岳博物館とインスブルック・アルペン動物園の友好提携や、市民・スポーツの相互訪問など、山岳都市としての特徴を活かした文化・教育・観光交流の推進を行っています。

③氷見市との姉妹都市交流

立山黒部アルペンルートの開通を機に昭和４７年から姉妹都市として交流しています。山の町（大町）と海の町（氷見）の特性を活かし、物産交流を始め、

青少年・文化交流の推進のほか、地震災害時の支援など強固な友好関係を続けています。

④立川市との姉妹都市交流

平成3年に姉妹都市提携を結び、子どもたちの自然体験学習、産業、文化交流を行っています。

立川市民が大町を訪問し、鷹狩山での植樹や木工体験を通じた森林保全活動や、中学生のサミットが行われるなど、両市の交流が活発に続けられています。

2 文化芸術団体等アンケート調査結果及び課題の抽出

文化芸術活動を行う市内の172団体を対象にアンケートを実施しました（回答121団体・回答率70.3%）。アンケートの内容からは、多くの団体は地域の活性化や仲間づくり、子どもたちへの普及を意識し活動しており、多くの団体が文化芸術の振興が今後のまちづくりに寄与する必要があると感じています。しかしながら、高齢化による活動の制限や担い手不足により存続が厳しく、これらの課題に対して具体的な解決策はない状況が伺えます。また、行政からの支援に対して資金的な援助や施設機能の向上、発表の場の充実などの要望が挙げられています。

アンケートの概要（抜粋）

- 後継者育成を目的とした活動内容を教えてください・・・行っていない 61.8%
- 活動するうえで困っていることは何ですか・・・
 - ・・・会員の高齢化 22.8%
 - ・・・新規加入者の確保 22.8%
- 活動しているうえで市に支援してほしいことは何ですか
 - ・・・特になし 19.0%
 - ・・・資金的援助 17.9%
- 文化芸術振興のため行政や団体が担う役割について
 - 取り組んでいきたいことや担っていききたいと思う役割は・・・
 - 文化芸術を活用した地域経済の活性化 22.9%
 - 文化芸術活動をとおしたコミュニティ（仲間づくり）によるまちづくり 21.4%

現状分析により抽出された課題（基本目標における課題の対応）

- ①高齢化に伴う活動参加者の減少や時代を担う若者の育成不足・・・基本目標1
- ②地域コミュニティと文化芸術の接点の少なさ・・・基本目標1
- ③価値ある文化財や誇るべき風土を広く知ってもらう機会の少なさ・・・基本目標2
- ④気軽に参加できるワークショップやサークル活動の停滞・・・基本目標3
- ⑤福祉分野や産業・経済分野における文化芸術との連動の少なさ・・・基本目標4
- ⑥文化芸術の推進による交流・関係人口創出の更なる取組み・・・基本目標4

※アンケート結果集計は資料編にて掲載

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

文化芸術が持つ多彩な影響力を大切に、心豊かな文化の創造と振興に努め、様々な分野での文化芸術活動を通じて、全ての市民が地域で協働し、力強く生き生きと日常を送ることは、まさしく大町市第5次総合計画に掲げる将来像「未来を育む ひとが輝く 信濃おおまち」を体現するものであることから、本計画の基本理念を以下のとおり定め、文化芸術振興施策を推進していきます。

文化芸術活動を通じた様々な人々のつながりが
生み出す活力溢れるまちとひと

市の文化の主役は、市民一人ひとりです。大町市には、自然を愛でる心性、伝統、歴史、産業遺産等、モノやコトまでを含む多様な文化が存在しています。それは私たちの日常にあまりにも普通に存在していて、意識することもなく、場合によっては目で見ることができない生活文化とも言えます。その文化を、市民と市が精神的にも、社会的にも、そして経済的にも豊かになっていくために活用するという視点で見直した時に、その当たり前のように思われて意識もされていないかもしれない文化を活かすためには、市民一人ひとりが気づきや関心をもつことが重要です。

そこで、ビジョンを考える時には「気づく」「知る」「活かす」「支える」「つなぐ」という5つのキーワードが大切になってきます。この5つのキーワードの先に、新しい大町市の在り方が見えてきます。

〈気づく〉

大町市の文化に気づく。これは、まず市民一人ひとりが、文化、人物などに対する新しい価値観を見つけ出すことです。さらに、すでにある文化、芸術、歴史、伝統、産業遺産、町並みや文化活動を他の人に知ってもらうように見えるようにすることを意味します。

〈知る〉

大町市を豊かにできそうな文化に気づいたら、次の段階では市民一人ひとりがお互いの活動を通じ、その価値を共有します。そのことにより新しい文化、芸術の存在や価値観を知ることがを意味します

〈活かす〉

「気づく」「知る」といった文化を活かし、市民一人ひとりが既存の人材、場所、情報、文化・芸術活動を通じてより積極的に活用します。

市にある既存の空間やあまり利用されていない施設等を、連携して利用できるように活用します。活用を促すには文化芸術関係の支援組織や行政が、それぞれの得意分野によって支える必要があります。

文化資源が活かされることで新しい価値観によって変化した自分自身や大町市に気づきます

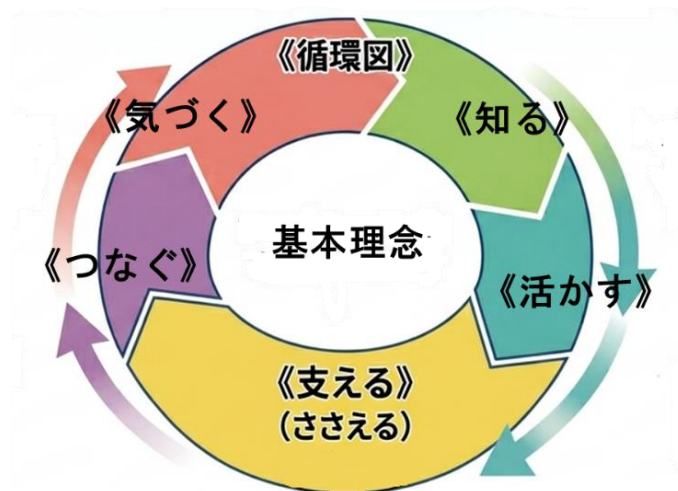
《支える》

「気づく」「知る」「活かす」というサイクルがうまく循環するためには、文化芸術関係の支援組織や行政がそれぞれの得意分野において支援を行うことが必要になります。この循環の先に、新しい価値観によって変化した市民や市が生まれます。

《つなぐ》

文化芸術活動は、年齢や立場、分野に違いを越えて、人と人をつなぎます。

鑑賞すること、表現すること、支えること、その一つひとつが交流のきっかけとなり、地域に新たなつながりと活力を生み出します。



2 目指す姿

基本理念の実現を図るうえでの方向性となる「基本目標」を次のとおり定めます。

基本目標1 だれもがいつでも文化芸術に親しみ、参加することができるまち

子どもから大人、高齢者にいたるまですべての方が文化芸術に触れる機会を得ることができ、自らが活動することもできる環境づくりが重要となります。

基本目標2 育んできた歴史と風土をしっかりと後世に繋げていくまち

古代から現代にいたるまでの数多くの貴重な文化財に始まり、恵まれた自然環境から授けられる天然記念物や、この地に暮らす人々の生活から生まれた歴史的建築物などを保全するとともに、この地ならではの行事や食文化の継承なども大変重要です。

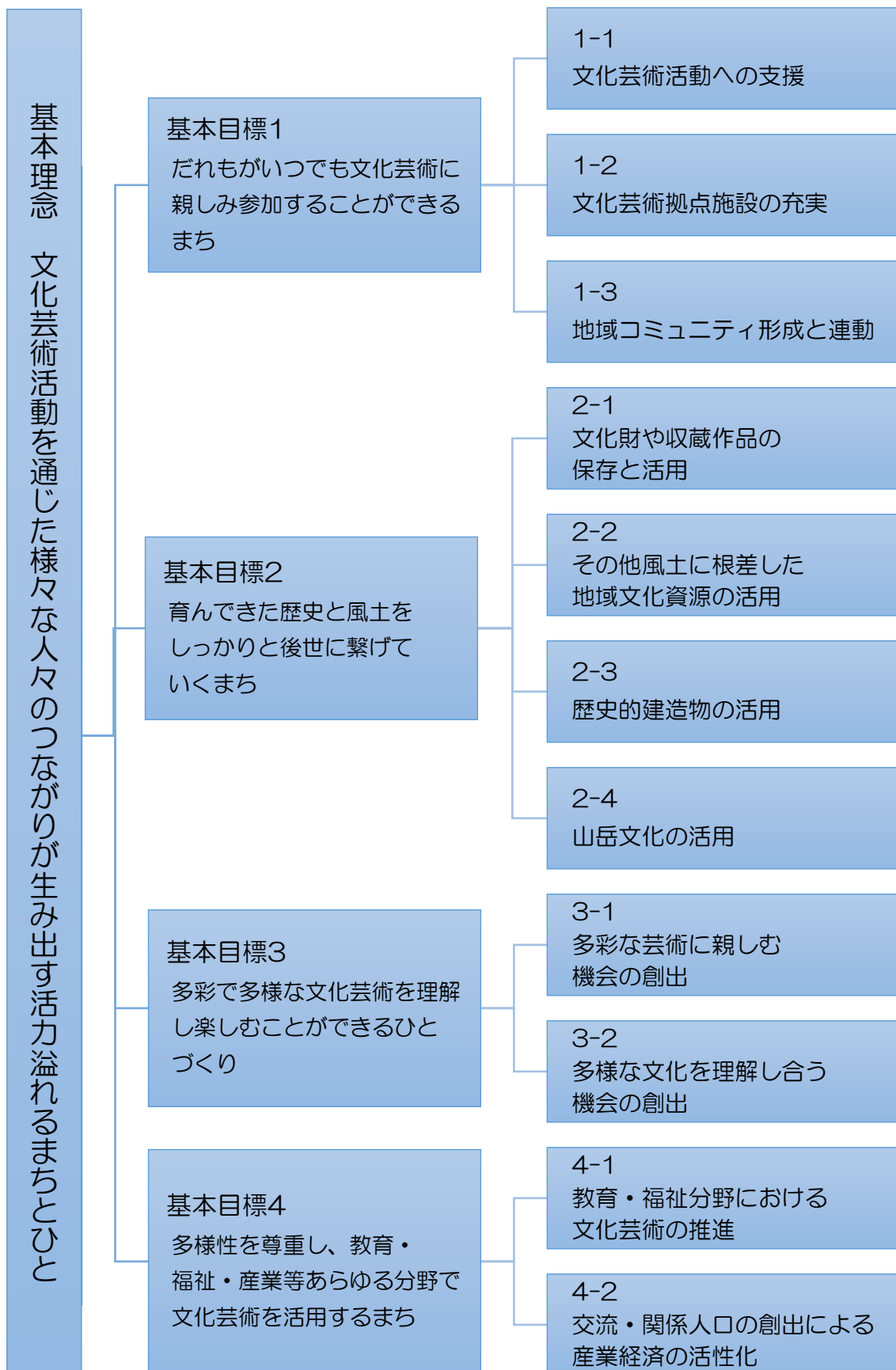
基本目標3 多彩で多様な文化芸術を理解し楽しむことができるひとづくり

現代の美術の世界では絵画や彫刻などの伝統的な分野だけでなく、様々なインスタレーション等による現代アートやアニメーション、ダンスや音楽など、多彩で多様になっています。多くの方が新たな文化芸術を楽しむことができることが重要です。

基本目標4 多様性を尊重し、教育・福祉・産業等あらゆる分野で文化芸術を活用するまち

文化芸術は多くの人と人を繋げる力があります。それぞれの違いを理解し、多様性を認め合うなかで、文化芸術をキーワードに人々の交流を促進するとともに、ひいてはまちの活性化にも繋げていくことが重要です。

【体系図】



第4章 基本理念の実現に向けた方針と施策

〈基本目標1〉

だれもがいつでも文化芸術に親しみ、参加することができるまち

1-1 文化芸術活動への支援

文化芸術活動の担い手は、市民一人ひとりです。そのため、市民が自主的で、創造的な活動を行いやすく、継続した活動ができるよう文化芸術団体や個人を支援します。

【施策】（所管課：生涯学習課・学校教育課・福祉課）

- ◆文化芸術活動団体への支援
- ◆文化芸術団体や個人の活動に対する相談窓口の充実
- ◆発表機会の確保
- ◆文化芸術振興に向けた幅広い人材の発掘や育成支援
- ◆国や県、文化活動団体と連携し、子どもから高齢者まで、市民が質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実
- ◆障がいのある人や外国にルーツを持つ人など、誰もが文化芸術活動を行う事ができる場の提供

1-2 文化芸術拠点施設の充実

市民が日常的に練習や創作活動に利用している施設は、公民館、文化会館など、身近な地域にある施設が中心となっています。市民が安定的に文化芸術活動を行えるよう、その拠点となる文化施設を充実します。

【施策】（所管課：生涯学習課・企画財政課）






- ◆利用者アンケートなどによる使いやすい文化芸術拠点施設の整備
- ◆文化施設の持つ機能や特性を十分発揮できるよう計画的な改修と設備の更新
- ◆小学校跡地利活用による新たな拠点づくり（創作・発表・展示・練習の場）に向けた検討

1-3 地域コミュニティ形成との連動

文化芸術は、暮らしに彩を与え、人々の心を豊かにするとともに地域の連帯や世代間の交流に重要な役割を果たしています。時代の変化に応じながら、連携を通じ伝統行事等の担い手確保へと繋げていきます。

【施策】（所管課：生涯学習課・庶務課）

- ◆公民館等を活用した文化芸術活動の推進
- ◆地域の伝統行事や民俗芸能を学び・触れる機会の創出
- ◆自治会活動と連携した文化芸術活動
- ◆SNS等を活用したイベントや郷土芸能等の積極的な周知

芸術・文化の盛んな[芸術文化都市]になることを期待するとした市民 (15項目中5位)		
令和7(2025)年度 0.9%		令和12(2030)年度 2.5%
芸術文化に親しむ生活環境に「満足」「やや満足」とした市民(満足度)		
令和7(2025)年度 18.5%		令和12(2030)年度 23.0%
生涯学習の場や機会の充実に「満足」「やや満足」とした市民(満足度)		
令和7(2025)年度 6.4%		令和12(2030)年度 9.0%
文化芸術団体登録数		
令和6(2024)年度 15団体		令和12(2030)年度 20団体
市内文化施設の利用者数(延べ人数)		
令和6(2024)年度 41,700人		令和12(2030)年度 50,000人

《基本目標2》

育んできた歴史と風土をしっかりと後世に繋げていくまち

2-1 文化財や収蔵作品の保存と活用

本市の文化財は、郷土の歴史、自然や文化を理解するうえで欠かせない貴重な財産であり、今後新たなに大町市の文化を創造していくうえで基礎となります。

そのため、地域の文化財を適切に調査、保存、活用します。

【施策】(所管課：生涯学習課・学校教育課)

- ◆地域の貴重な財産である文化財や収蔵作品の保存・展示
- ◆地域の歴史の掘り起こしや、伝統文化についての調査・研究
- ◆学校や地域において文化財について学習・体験できる機会の創出
- ◆文化施設を活用した学習機会の提供

2-2 その他風土に根差した地域文化資源の活用

歴史と伝統のなかで生まれてきた文化は、地域とそこに暮らしてきた人々の生き方を語るものです。これらの文化資源を次世代へと受け継ぎ、地域の活性化へと繋げていきます。

【施策】(所管課：生涯学習課・学校教育課)

- ◆郷土料理などの食文化や伝統行事などの保存と継承

- ◆伝統産業や方言など生活文化を体験する場の創出
- ◆市内外における交流機会の充実と交流支援

2-3 歴史的建造物の活用

国宝仁科神明宮や若一王子神社など、本市には歴史的にも優れた建造物が多く存在しています。これら建造物に改めてスポットを当てるとともに地域の魅力を発信していきます。

【施策】（所管課：生涯学習課）

- ◆歴史的建造物の掘り起こしと活用
- ◆文化芸術の視点を入れた史跡を巡るツアー
- ◆郷土資料館などの文化施設を活用した学ぶ機会の提供

2-4 山岳文化の活用

北アルプスをはじめとする山々がもたらす豊かな自然環境の恵みを受けて、自然と人が共存する独自の山岳文化を形成してきました。「山岳文化都市」を形成するために、岳に触れることへのきっかけづくりや環境整備を促進します。

【施策】（所管課：山岳博物館）

- ◆調査・研究・教育普及活動の充実と、収蔵資料の収集と活用
- ◆市民に対する山岳文化の普及と啓発
- ◆山岳文化都市としての情報発信の強化

文化遺産や伝統文化芸能の保存と活用に 「満足」「やや満足」とした市民（満足度）	
令和7（2025）年度 9.0%	令和12（2030）年度 13.0%
文化財・収蔵作品等を活用した展示企画展の開催数	
令和6（2024）年度 15回	令和12（2030）年度 20回

《基本目標3》

多彩で多様な文化芸術を理解し楽しむことができるひとづくり

3-1 多彩な芸術に親しむ機会の創出

様々な文化芸術と交流することは、他の分野に対する理解や、自らの文化芸術活動の見直しにも繋がります。文化芸術の魅力をさらに高めるため、文化芸術の交流を推進します。

【施策】（所管課：生涯学習課・観光文化課・八坂支所・美麻支所）

- ◆信濃大町AIR事業、東京藝大や高校美術部等との連携・協働

- ◆各地域における文化祭の開催及び情報発信の強化
- ◆山村留学生との交流活動の支援

3-2 多様な文化を理解し合う機会の創出

文化芸術団体や個人は、それぞれが自らの文化芸術を追求し、自主的、主体的に活動を行っています。さらに豊かなものにするためには様々な分野で活動する団体や個人が出会い、交流する機会が必要となります。

【施策】（所管課：生涯学習課・観光文化課・庶務課）

- ◆友好都市との国際交流
- ◆信濃大町AIR事業などで招聘した海外アーティストとの交流機会の創出
- ◆国際交流活動を行う、文化芸術団体への支援

生涯学習の場や機会の充実に「満足」「やや満足」とした市民（満足度）	
令和7（2025）年度 6.4%	令和12（2030）年度 9.0%
国内外の作家とのワークショップ等の開催数	
令和6（2024）年度 4回	令和12（2030）年度 8回

《基本目標4》

多様性を尊重し、教育・福祉・産業等あらゆる分野で文化芸術を活用するまち

4-1 教育・福祉分野における文化芸術の推進

文化芸術は心のケアや生活の質の向上の手段として活用されています。健康・福祉分野に文化資源を活用するなど、従来からある活動に文化芸術の視点を加えることで、新たな広がりや展開が期待されます。

【施策】（所管課：生涯学習課・学校教育課・観光文化課・福祉課）




- ◆学校と連携し、子どもたちへ質の高い文化芸術鑑賞や体験する機会の創出
- ◆信濃大町AIR事業における招聘アーティストとの交流
- ◆障がい者アートの推進
- ◆障がいのある人や外国にルーツを持つ人など、誰もが文化芸術活動を行う事ができる場の提供（再掲）

4-2 交流・関係人口の創出による産業経済の活性化

文化芸術や文化財などは地域の観光資源にもなります。経済活動の活性化や、まちづくりに繋げていくため、産業や観光と連携した文化芸術の取組みを進めて行きます。

【施策】（所管課：生涯学習課・観光文化課・まちづくり産業課）

- ◆信濃大町A I R事業の実施、北アルプス国際芸術祭の開催
- ◆企業に対し、市内で行う文化芸術活動やイベントへの参加や協力の呼びかけ
- ◆市内商店街や商業施設等における文化芸術作品の展示・発表の機会の創出

市が行う文化芸術によるまちづくりの取り組みについて 「いいと思う」「まあいいと思う」とした市民（満足度）	
令和7（2025）年度 40.8%	 令和12（2030）年度 48.0%
教育現場における文化芸術体験の実施数	
令和6（2024）年度 5回	 令和12（2030）年度 10回
障がい者アートに関連する展示企画展等の開催及びイベントへの参加数	
令和6（2024）年度 2回	 令和12（2030）年度 5回

第5章 計画の推進体制・進捗管理

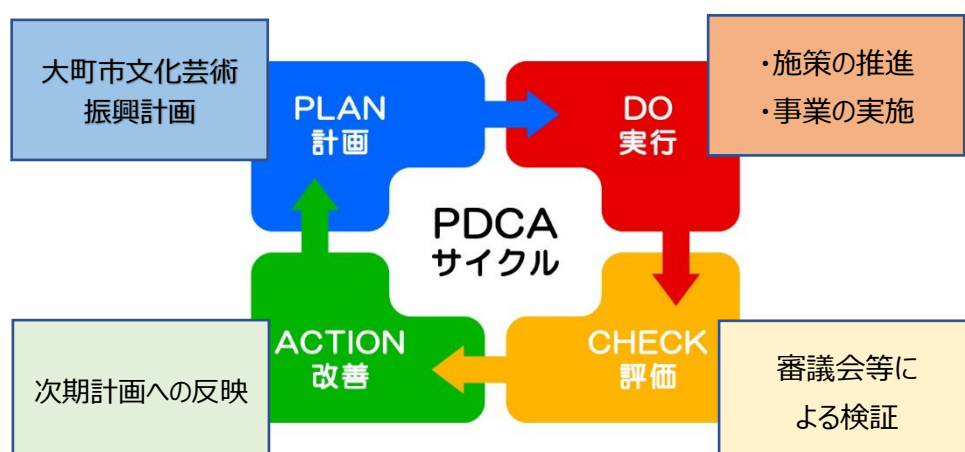
1 推進体制

文化芸術活動は、市民や文化芸術団体、文化施設をはじめ、それらをつなぐNPO、学校などの教育機関、文化芸術活動を支援する事業者、総合的に推進する市など多様な主体によって担われています。

市民は、文化芸術の担い手として、多様な文化芸術活動を主体的に行っていくことが求められます。そして、一人ひとりが互いの活動を認め合い、尊重し合い交流を深めていくことにより、地域社会全体の活発化を目指します。

団体等（市内で活動する企業、教育機関、市民団体等）は、新たに活動を始めようとする個人にとって、最も身近な受け皿となり得る存在です。地域社会の一員として、各団体の活動に関する情報や技能を確実に継承し、発展させ、持続可能な活動として守り育てていく役割が期待されます。

市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進する立場として、施策立案→財政措置→実行→施策検証というサイクルの継続、活動の拠点となる文化施設の適切な維持管理、文化芸術に関する広報活動、国及び他の地方公共団体との連携等に取り組んでいきます。



2 SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

本計画に掲げる基本目標と目指す姿が、SDGs の下記4つの目標といずれも密接な関係にあると考えており、その理念を踏まえながら各施策の展開を推進していきます。



文化芸術の推進と充実



地域の文化芸術
資源の保存と活用



将来の文化芸術を担
う子どもたちの育成

3 計画の進捗と評価

本計画に基づき、市は、計画的に施策を推進します。また、大町市文化芸術振興審議会において、随時計画に対する事業効果などについて意見を求め、必要に応じ事業等の見直しを行います。

大町市文化芸術振興審議会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
会 長	浅野 貢一	学識経験者
副会長	大日方三郎	文化芸術活動を実践している者
委 員	野村 政之	学識経験者
委 員	荒井和比古	学識経験者
委 員	三戸呂三都子	文化芸術活動を実践している者
委 員	筑地 広彰	文化芸術活動を実践している者
委 員	小田 時男	文化芸術活動を実践している者
委 員	杉原 信幸	文化芸術活動を実践している者
委 員	海川 盛利	文化芸術活動を実践している者
委 員	相澤 正樹	文化芸術活動を実践している者
委 員	北原 裕美	文化芸術活動を実践している者
委 員	熊坂奈都美	文化芸術活動を実践している者
委 員	横川いずみ	文化芸術活動を実践している者
委 員	高橋 知征	まちづくり活動に資する団体等が推薦する者
委 員	遠藤 高弘	まちづくり活動に資する団体等が推薦する者
委 員	那須 広行	まちづくり活動に資する団体等が推薦する者
委 員	丸山 峯男	その他必要と認める者
委 員	諏訪 光昭	その他必要と認める者

【事務局】

所 属	役 職	氏 名
大町市教育委員会生涯学習課	生涯学習課長	本堂 勝也
大町市教育委員会生涯学習課	生涯学習・青少年係長	西澤 剛
大町市教育委員会生涯学習課	文化会館館長	山崎 雅之
大町市教育委員会生涯学習課	生涯学習・青少年係	倉科 世奈
大町市教育委員会生涯学習課	生涯学習・青少年係	萩原 伊織

(参考資料)

文化芸術基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

第一百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

改正 平成二九年六月二三日法律第七三号

同三〇年六月八日同第四二号

令和元年六月七日同第二六号

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

(平二九法七三・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にあいながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(平二九法七三・一部改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二九法七三・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体

(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(平二九法七三・追加、平三〇法四二・令元法二六・一部改正)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機

器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外にお

ける著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るも

のとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勧告し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

資 料 編

1 大町市の文化施設、社会教育施設等一覧

施設名	開館時間等	概要
大町市文化会館 大町市大町 1601-2 TEL 22-9988	○開館時間 ・午前9時～午後10時 ○休館日 ・月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日) ・年末年始	○大ホール ○楽屋1・2・3・4 ○練習室1・2・3 ○リハーサル室
大町市大町公民館 大町市大町 1601-2 TEL 22-9988	○開館時間 ・午前8時30分～午後9時30分 ○休館日 ・月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日) ・年末年始	○会議室1・2 ○学習室 ○実習室 ○料理実習室 ○児童室 ○視聴覚室 ○講習室
大町市大町公民館分室 大町市大町 1058-13 TEL 22-0352	○開館時間 ・午前8時30分～午後9時30分 ○休館日 ・月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日) ・年末年始	○講堂・ステージ ○学習室1・2・3・4 ○視聴覚室 ○研修室1・2
大町市平公民館 大町市平 10352-1 TEL 22-0694	○開館時間 ・午前8時30分～午後9時30分 ○休館日 ・国民の祝日 ・年末年始	○講堂 ○講習室1・2 ○実習室 ○視聴覚室 ○会議室 ○学習室 ○音楽室 ○託児室 ○軽運動室 ○図書室 ○茶室 ○料理講習室
大町市常盤公民館 大町市常盤 3601-18 TEL 22-0321	○開館時間 ・午前8時30分～午後9時30分 ○休館日 ・毎週日曜日	○学習室1・2・3 ○学習室1・2・3 ○研修室 ○講堂

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日 ・年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○視聴覚室 ○図書室 ○料理実習室
<p>大町市社公民館</p> <p>大町市社 3945-2</p> <p>TEL 22-0378</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開館時間 ・午前8時30分～午後9時30分 ○休館日 ・毎週日曜日 ・国民の祝日 ・年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○大研修室 ○研修室1・2 ○会議室 ○作業室 ○大展示室
<p>大町市民俗資料館 (社公民館併設)</p> <p>大町市社 3945-2</p> <p>TEL 22-0378</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開館時間 ・午前8時30分～午後5時 ○休館日 ・月曜日 ・年末年始 	
<p>大町市八坂公民館</p> <p>大町市八坂 1133-1</p> <p>TEL 26-2380</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開館時間 ・午前8時30分～午後9時30分 ○休館日 ・毎週土・日曜日 ・国民の祝日 ・年末年始 	○会議室（2室）
<p>大町市美麻公民館</p> <p>大町市美麻 11810-イ</p> <p>TEL 29-2311</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開館時間 ・午前8時30分～午後9時30分 ○休館日 ・毎週日曜日 ・国民の祝日 ・年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○小会議室 ○中会議室 ○講堂
<p>蔵の音楽館</p> <p>大町市大町 2542-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開館時間 ・午前8時30分～午後9時30分 ○休館日 ・毎週月曜日 	
<p>大町市山岳博物館</p> <p>大町市大町 8056-1</p> <p>TEL 22-0211</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開館時間 ・4月～11月:午前9時～午後5時 ・12月～3月:午前10時～午後4時 ○休館日 ・毎週日曜日 ・国民の祝日 ・年末年始 	

<p>大町市立図書館</p> <p>大町市大町 4710-6</p> <p>TEL 21-1616</p>	<p>○開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火水木金曜日：午前 9 時 30 分～午後 7 時 ・土日祝日：午前 9 時 30 分～午後 5 時 <p>○休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・毎月最終火曜日 ・年末年始 	
<p>大町市文化財センター</p> <p>大町市大町 4700</p> <p>TEL 23-4760</p>	<p>○開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時～午後 5 時 <p>○休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週土・日曜日 ・国民の祝日 ・年末年始 	<p>○展示室</p> <p>○資料室</p> <p>○学習室</p> <p>○保存処理室</p> <p>○収蔵庫（2室）</p> <p>○収納室（2室）</p>
<p>旧中村家住宅</p> <p>大町市美麻 17668</p> <p>TEL 29-2580</p>	<p>○開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時～午後 5 時 <p>○休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月・火曜日 ・12 月～3 月（冬季休館） 	
<p>大町エネルギー博物館</p> <p>大町市平 2112-38</p> <p>TEL 22-7770</p>	<p>○開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時～午後 5 時 <p>○休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週水・木曜日 ・12 月～3 月（冬季休館） 	<p>○プラネタリウム</p>
<p>ギャラリー・いーずら</p> <p>大町市大町 3300-1</p> <p>つくだビル 2 階</p>	<p>○開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 10 時～午後 6 時 ・月曜日 <p>(休日の場合はその直後の休日でない日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始 	

2 大町市の文化財一覧

国:令和6年12月3日現在、県・市:令和6年4月16日現在

名称・指定年月日・所在地		
国指定文化財		
[国 宝]		
仁科神明宮本殿、中門（前殿）2棟	S 28. 3. 31	社 1159番地
[国重要文化財]		
盛蓮寺観音堂	S 24. 5. 30	社 2937番地 1
木造棟札	S 25. 8. 29	社 1159番地
若一王子神社本殿	S 30. 2. 12	大町 2097番地
鉄鰐口	S 32. 2. 19	社 4886番地 2
御正体	S 36. 2. 17	社 1159番地
木造千手観音立像	S 25. 8. 29	八坂 1625番地
木造持国天立像、木造多聞天立像 2棟	S 25. 8. 29	八坂 1625番地
旧中村家住宅主屋、土蔵 2棟	H 9. 12. 3	美麻 17668番地
[国天然記念物]		
高瀬溪谷の噴湯丘と球状石灰石	T 11. 10. 12	平 湯俣
[国特別天然記念物]		
ライチョウ	S 30. 2. 15	
ニホンカモシカ	S 30. 2. 15	
[国天然記念物]		
イヌワシ	S 40. 5. 12	
ヤマネ	S 50. 6. 26	
国登録文化財		
[国登録有形文化財]		
平林家住宅 主屋	H 29. 10. 27	大町 2572番地 1
平林家住宅 文庫蔵・塩蔵・漬物蔵	H 29. 10. 27	大町 2572番地 1
東京藝術大学山岳部黒沢ヒュッテ	H 30. 11. 2	平 4976番地 3
旧北澤家住宅 主屋	R 元. 9. 10	八坂 908番地
栗林家住宅（創舎わちがい）店舗	R 4. 10. 31	大町 4084番地 1ほか
栗林家住宅（創舎わちがい）主屋	R 4. 10. 31	大町 4084番地 1ほか
栗林家住宅（創舎わちがい）門及び塀	R 4. 10. 31	大町 4084番地 1ほか
旧櫻井家住宅 店舗兼主屋	R 6. 12. 3	大町 3286番地 4
旧櫻井家住宅 土蔵	R 6. 12. 3	大町 3286番地 4
長野県指定文化財		
[長野県宝]		
木造観音菩薩立像	S 40. 1. 14	大町 4188番地
若一王子神社三重塔	S 41. 1. 27	大町 2097番地
天正寺三重小塔	S 41. 1. 27	大町 4729番地 4
大黒町舞台	S 62. 8. 17	大町 2199番地

霊松寺山門	H 5. 8. 12	大町6665番地イ
銅造十一面観音坐像御正体残闕(ざんけつ)	H 11. 3. 18	大町2097番地
山寺廃寺跡出土品	H 11. 9. 16	社3945番地2
若一王子神社観音堂及び宮殿	H 23. 9. 29	大町2097番地
山の神遺跡出土品	R 5. 11. 30	大町4700番地
[長野県無形民俗文化財]		
仁科神明宮の神楽	S 44. 7. 3	社1159番地
仁科神明宮・作始め神事	H 2. 2. 19	社1159番地
流鏝馬の神事	H 13. 9. 20	大町2097番地
[長野県史跡]		
上原遺跡	S 35. 2. 11	平1955番地355ほか
[長野県天然記念物]		
大塩のイヌザクラ	S 37. 7. 12	美麻3342番地
若一王子神社社叢	S 40. 4. 30	大町2097番地
仁科神明宮の社叢	S 44. 3. 17	社1159番地
居谷里湿原	S 46. 8. 23	大町8279番地10ほか
大町市のカワシンジュガイ生息地	H 19. 1. 11	農具川水系 居谷里沢水系
[長野県天然記念物]		
ミヤマモンキチョウ	S 50. 2. 24	
ヤリガタケシジミ	S 50. 2. 24	
タカネキマダラセセリ	S 50. 2. 24	
クモマツマキチョウ	S 50. 2. 24	
タカネヒカゲ	S 50. 2. 24	
クモマベニヒカゲ	S 50. 2. 24	
コヒオドシ	S 50. 2. 24	
オオイチモンジ	S 50. 2. 24	
ベニヒカゲ	S 50. 2. 24	
ホンドオコジョ	S 50. 11. 4	
ホンシュウモモンガ	S 50. 11. 4	
[大町市有形文化財]		
広形銅戈(海ノ口上諏訪社)	S 46. 12. 10	平14505番地
盛蓮寺木造不動明王立像	S 57. 3. 3	社2937番地1
盛蓮寺木造薬師如来坐像	S 57. 3. 3	社2937番地1
大沢寺木造阿弥陀如来立像	S 62. 3. 23	大町4156番地
西正院木造大姥尊坐像	S 63. 1. 14	平1298番地
天正寺山門	S 63. 1. 14	大町4730番地1
長性院木造聖観世音菩薩立像	H 1. 3. 28	大町3682番地4
盛蓮寺木造如意輪観音坐像	H 3. 5. 31	社2937番地1
木舟薬師堂木造薬師如来立像	H 3. 5. 31	社4886番地2
弾誓寺観音堂木造伝弾誓上人坐像	H 4. 5. 19	大町4188番地
弾誓寺観音堂木造伝長音上人坐像	H 4. 5. 19	大町4188番地

盛蓮寺木造虚空蔵菩薩坐像	H 6. 4. 28	社 2937 番地
天正寺木造薬師如来立像	H 7. 4. 26	大町 4729 番地
大黒町追分の石造大黒天像 附 版木	H 8. 3. 25	大町 1514 番地 1
山寺廃寺跡出土遺物	H 8. 3. 25	社 3945 番地 2
若一王子神社木造伝十一面観音菩薩立像	H 9. 3. 24	大町 2097 番地
仁科神明宮銅製日岐盛貞奉納鏡	H 10. 3. 25	社 1159 番地
仁科神明宮木造棟札	H 10. 3. 25	社 1159 番地
仁科神明宮木造小笠原秀政禁制札	H 10. 3. 25	社 1159 番地
山下神社木造小笠原秀政禁制札	H 11. 2. 26	社 6097 番地
八坂神社の旧神輿	H 14. 2. 22	大町 2097 番地
「信越連帯新道」関係史料及びカネジョウ飯嶋家文書一括	H 15. 2. 26	大町 4700 番地ほか
八日町毘沙門堂の木造毘沙門天立像	H 16. 2. 19	大町 1134 番地 9
ヤマク西澤家文書一括	H 16. 2. 19	大町 4700 番地
ワチガイ栗林家文書一括	H 17. 3. 25	大町 4700 番地
ハチイチ高橋家文書一括	H 18. 3. 27	大町 4700 番地 ほか
生婦平出土銅造瑞花双鳥八稜鏡	H 18. 3. 27	八坂 1108 番地 1 八坂支所
大平地蔵堂の木造地藏菩薩立像	H 18. 3. 27	八坂 1298 番地
小松尾諏訪神社本殿	H 18. 3. 27	八坂 5693 番地
野平神社本殿	H 18. 3. 27	八坂 14695 番地
矢田川磨崖仏	H 18. 3. 27	八坂 9641 番地 1
北条峰の徳本上人追善供養塔	H 18. 3. 27	八坂 13609 番地ロ-1
曾山の善光寺千人参り名号塔	H 18. 3. 27	八坂 9179 番地 4
富士浅間神社本殿	H 18. 3. 27	美麻 2708 番地
富士浅間神社楽殿	H 18. 3. 27	美麻 2708 番地
富士浅間神社絵額	H 18. 3. 27	美麻 2708 番地
千見神明宮本殿	H 18. 3. 27	美麻 25878 番地
千見神明宮絵額と句額	H 18. 3. 27	美麻 25878 番地
水上神社本殿	H 18. 3. 27	美麻 9152 番地
下條家関守門	H 18. 3. 27	美麻 26036 番地
マルセン下條家文書一括	H 18. 3. 27	美麻 26036 番地
ヤマジョウ中村家文書一括	H 18. 3. 27	美麻 17668 番地
大塩高札場の高札	H 18. 3. 27 H 19. 3. 27	追加指定 ①②③美麻 17668 番地 ④常盤 3662 番地 4
向生仏屋敷出土灰釉陶器広口瓶	H 18. 3. 27	美麻 17668 番地
木造阿弥陀仏如来立像	H 18. 3. 27	常盤 4308 番地 3
薬師堂の木造薬師如来立像	H 18. 3. 27	常盤 4308 番地 3
中村孝三述 『学びの糸口』	H 19. 3. 27	大町 4733 番地 3 大町市立大町西小学校
ハチマル栗林家文書一括	H 28. 3. 24	大町 4700 番地
ヤマセン永田家文書一括	H 28. 3. 24	大町 4700 番地
[大町市民俗資料]		
宮本・松崎紙紙すき用具コレクション	S 50. 4. 15	社 3945 番地 2

仏崎観音寺の千有一馬集絵馬	H 9. 3. 24	常盤6966番地
医王谷飯綱神社筒粥占い神事	H 9. 3. 24	八坂25794番地
水上神社の御輿巡幸	H 18. 3. 27	美麻9152番地
[大町市史跡]		
天正寺仁科氏居館跡	S 59. 10. 6	大町4729番地4ほか
新郷1号古墳及び副葬品一括	H 8. 3. 25	平8040番地443ほか
権現山堂屋敷跡	H 18. 3. 27	美麻(新行)8316番地1
千見山城跡	H 18. 3. 27	美麻(千見城山)25450番地ロ-3ほか
大塩山城跡	H 18. 3. 27	美麻(大塩中村城山)855番地ほか
堀の内遺跡	H 18. 3. 27	美麻(大塩中村城山)938番地ほか
[大町市天然記念物]		
オオヤマザクラ	S 46. 12. 10	大字平22419番地3ほか
霊松寺のオハツキイチョウ	S 63. 1. 14	大字大町6665番地イ
高瀬川の基盤岩	H 2. 10. 23	大字常盤6720番地3
一本木神社のカシワ	H 3. 5. 31	大字常盤4733番地-1
市立大町山岳博物館のトキ標本	H 4. 5. 19	大町8056番地1
長野県大町岳陽高等学校のトキ標本	H 4. 5. 19	大町3691番地2
海ノ口のアカマツ(カサマツ)	H 5. 6. 25	平13188番地4
中シマのモリアオガエル繁殖地	H 6. 4. 28	平23109番地1
須沼薬師堂のカツラ	H 6. 4. 28	常盤4203番地
西山西原のイチイ	H 7. 4. 26	常盤8063番地5
大黒町追分のシダレザクラ	H 7. 4. 26	大町1517番地1
三日町若宮八幡宮のヒノキ	H 9. 3. 24	大町8254番地
西山城山のエドヒガン	H 9. 3. 24	常盤8099番地1
高根町曾根田のエドヒガン	H 10. 3. 25	大町7174番地1
姿見池のマメシジミ	H 16. 2. 19	平18235~18240番地
大倉のイチイ	H 18. 3. 27	美麻21770番地
水上神社の大杉	H 18. 3. 27	美麻9152番地
若栗のアオナシ	H 18. 3. 27	美麻34161番地ロ 若栗峠
[大町市天然記念物] 地域を定めず指定されているもの(種指定)		
大町市のヌマカイメン	S 62. 3. 2	
大町市のカワシンジュガイ	S 62. 3. 2	
大町市のキザキコミズシタダミ	H 13. 6. 27	

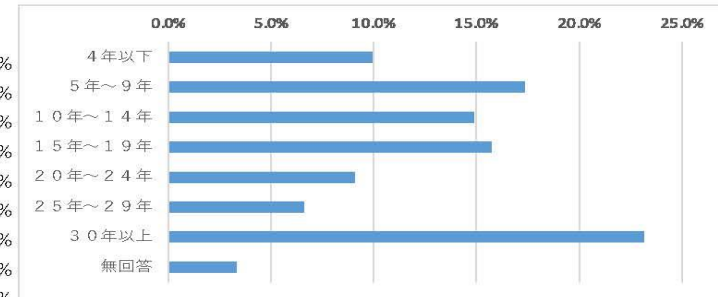
3 アンケート結果（令和5年2月実施 文化芸術活動を行う市内172団体対象アンケート 回答121団体・回答率70.3%）

アンケート対象数 172
 回答数 121
 回答率 70.3%

◆貴団体について

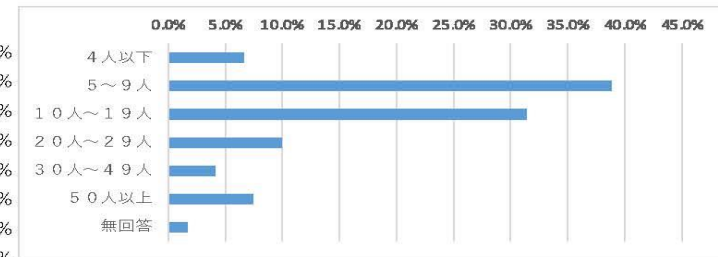
【問1】活動年数を教えてください。（1つに○）

項目	数値	割合（%）
1 4年以下	12	9.9%
2 5年～9年	21	17.4%
3 10年～14年	18	14.9%
4 15年～19年	19	15.7%
5 20年～24年	11	9.1%
6 25年～29年	8	6.6%
7 30年以上	28	23.1%
8 無回答	4	3.3%
合計	121	100.0%



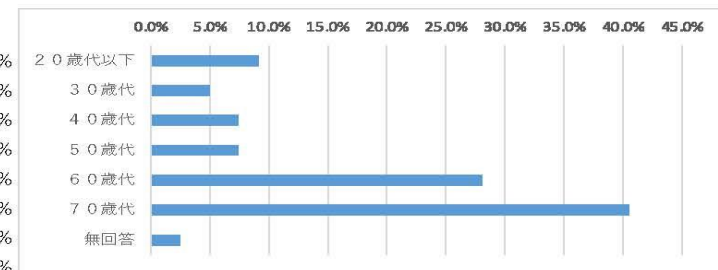
【問2】会員数を教えてください。（1つに○）

項目	数値	割合（%）
1 4人以下	8	6.6%
2 5～9人	47	38.8%
3 10人～19人	38	31.4%
4 20人～29人	12	9.9%
5 30人～49人	5	4.1%
6 50人以上	9	7.4%
7 無回答	2	1.7%
合計	121	100.0%



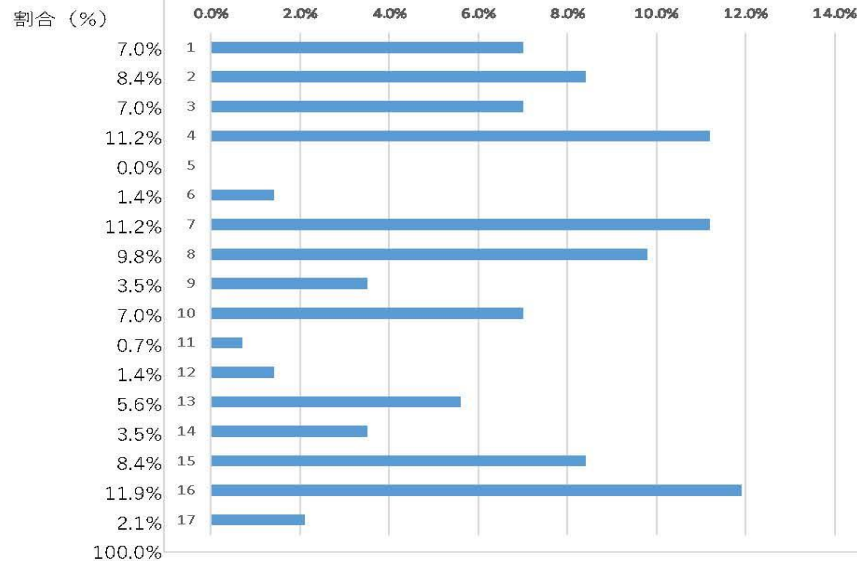
【問3】平均年齢を教えてください。（1つに○）

項目	数値	割合（%）
1 20歳代以下	11	9.1%
2 30歳代	6	5.0%
3 40歳代	9	7.4%
4 50歳代	9	7.4%
5 60歳代	34	28.1%
6 70歳代	49	40.5%
7 無回答	3	2.5%
合計	121	100.0%



【問4】活動されている文化芸術分野はどれですか。（〇はいくつでも）

項目	数値
1 クラシック、吹奏楽、ジャズ、ピアノなどの演奏	10
2 軽音楽、ロック、ポップス、演歌などの演奏	12
3 合唱、歌唱	10
4 美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真、現代アートなど）デザインなどの制作	16
5 映像制作（映画、アニメーション、動画投稿など）	0
6 演劇（オペラ、ミュージカルを含む）	2
7 舞踊（バレエ、ダンスなど）	16
8 生活文化（茶道、華道、書道、盆栽など）	14
9 文芸（小説、漫画、詩、俳句、短歌など）	5
10 伝統芸能（太鼓、お囃子、獅子舞、神楽、歌舞伎、雅楽、日本舞踊など）	10
11 芸能（民謡、講談、落語、浪曲、漫談、漫才など）	1
12 国民娯楽（囲碁、将棋など）	2
13 工芸品（彫刻、織物、陶磁器、ガラス細工、刀剣など）の制作	8
14 歴史的な街並み、文化財、遺跡などの保存活動	5
15 食文化（おやき、郷土料理など）の保存活動	12
16 その他（）	17
17 無回答	3
合計	143

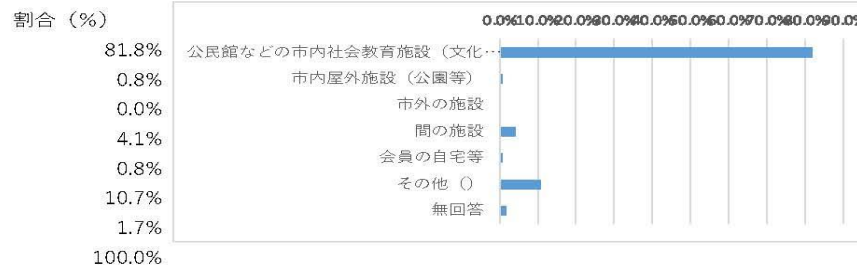


16 その他の内容

さざなみ体育館・自宅の畑・カラオケやボランティア市内施設・覚音寺（春）と八坂公民館等（秋）・福祉センター・森城址内・社協・野外・地区の集会所・八坂電気釜・西丸震哉記念館ほか・自身の事業所・アルプス囲碁村会館

【問5】主な活動場所を教えてください。（1つに〇）

項目	数値
1 公民館などの市内社会教育施設（文化会館・サンアルプス、フレンドプラザ含む）	99
2 市内屋外施設（公園等）	1
3 市外の施設	0
4 間の施設	5
5 会員の自宅等	1
6 その他（）	13
7 無回答	2
合計	121

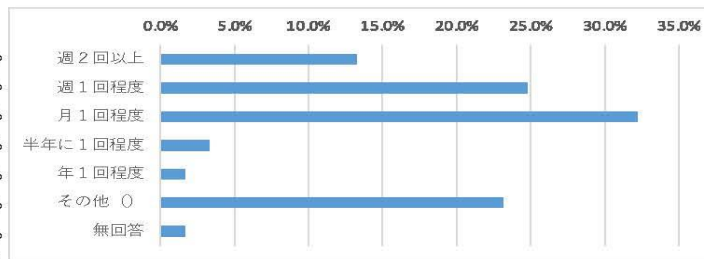


6 その他の内容

山野草・絵手紙・カラオケ・ソーイング（洋裁）・社会経済文化の研究・着付け織物・手芸社交ダンス・寄せ植え（花）・い草・畳のへりを使用した作品作り・茶話会・草木染2団体・パッチワーク

【問6】活動の回数について教えてください。(1つに○)

項目	数値	割合 (%)
1 週2回以上	16	13.2%
2 週1回程度	30	24.8%
3 月1回程度	39	32.2%
4 半年に1回程度	4	3.3%
5 年1回程度	2	1.7%
6 その他()	28	23.1%
7 無回答	2	1.7%
合計	121	100.0%



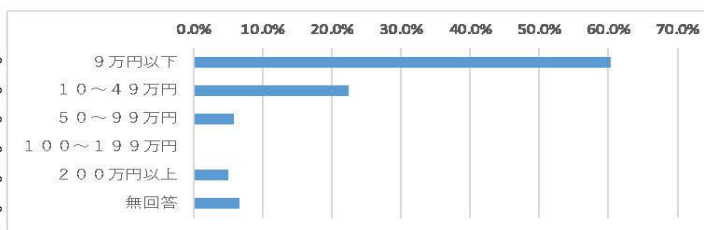
6 その他の内容

月2回・月2回程度・年2~3回・年3回・年3回以上・年4回程度・年4回例会を開催。それぞれの回の運営サークルが例会成功に向けて話し合っ活動している。・年5回・年6回・年6回程度

◆活動状況について

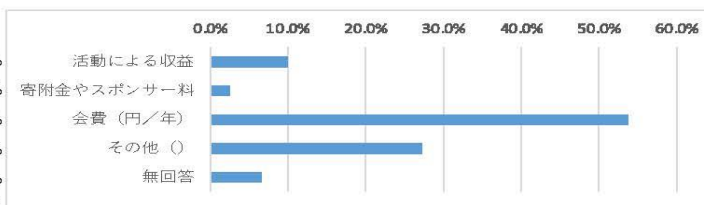
【問7】1年間の活動にどれくらいの経費を必要としますか。(1つに○)

項目	数値	割合 (%)
1 9万円以下	73	60.3%
2 10~49万円	27	22.3%
3 50~99万円	7	5.8%
4 100~199万円	0	0.0%
5 200万円以上	6	5.0%
6 無回答	8	6.6%
合計	121	100.0%



【問8】活動経費を主にどのように賅っていますか。(1つに○)

項目	数値	割合 (%)
1 活動による収益	12	9.9%
2 寄附金やスポンサー料	3	2.5%
3 会費(円/年)	65	53.7%
4 その他()	33	27.3%
5 無回答	8	6.6%
合計	121	100.0%



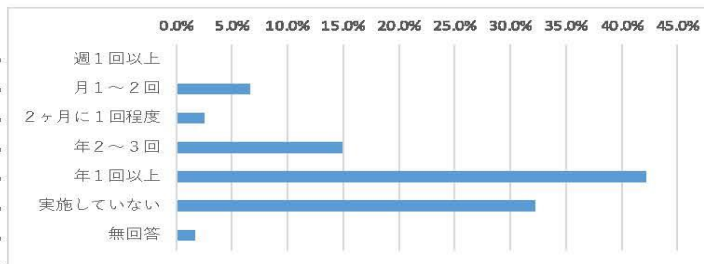
4 その他の内容

市補助金・必要時に徴収指導の先生に月謝として・個人で月初めに・その都度・費用なし・文化祭参加時の収益及びその都度集金する・補助金・1回ごと・材料費支払い・自己負担実費・会費と市の補助金

【問9】市民等に活動成果を発表する機会は年に何回ありますか。（1つに○）

①～⑤を選択した場合→問10・問11へ⑥を選択した場合→問12へ

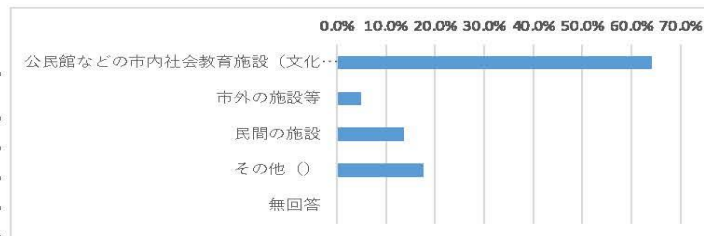
項目	数値	割合（％）
1 週1回以上	0	0.0%
2 月1～2回	8	6.6%
3 2ヶ月に1回程度	3	2.5%
4 年2～3回	18	14.9%
5 年1回以上	51	42.1%
6 実施していない	39	32.2%
7 無回答	2	1.7%
合計	121	100.0%



<問9で①～⑤のいずれかを選択した方にお聞きます。>

【問10】活動成果を発表する場所は主にどこですか。（2つまで○）

項目	数値	割合（％）
1 公民館などの市内社会教育施設（文化会館・サンアルプス、フレンドプラザ含む）	66	64.1%
2 市外の施設等	5	4.9%
3 民間の施設	14	13.6%
4 その他（）	18	17.5%
5 無回答	0	0.0%
合計	103	100.0%



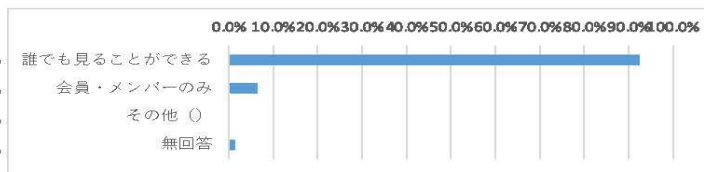
4 その他の内容

・松本音文ホール（松本芸術文化際に参加）・会報を発行・長野県シニア作品展・森城址内・西山公民館・デイサービスへ慰問・ギャラリーいーずら・ホームページ上で・市役所・市の文化祭・高橋節郎美術館で発表しています。・歌碑の前・木崎湖畔、千年の森、大町市街地

<問9で①～⑤のいずれかを選択した方にお聞きます。>

【問11】発表会は誰でも見ることができますか。（1つに○）

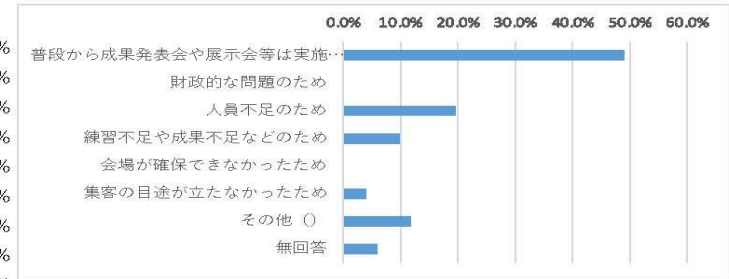
項目	数値	割合（％）
1 誰でも見ることができる	73	92.4%
2 会員・メンバーのみ	5	6.3%
3 その他（）	0	0.0%
4 無回答	1	1.3%
合計	79	100.0%



<問9で「⑥実施していない」を選択した方にお聞きします。>

【問12】実施していない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

項目	数値	割合(%)
1 普段から成果発表会や展示会等は実施していない	25	49.0%
2 財政的な問題のため	0	0.0%
3 人員不足のため	10	19.6%
4 練習不足や成果不足などのため	5	9.8%
5 会場が確保できなかったため	0	0.0%
6 集客の目途が立たなかったため	2	3.9%
7 その他()	6	11.8%
8 無回答	3	5.9%
合計	51	100.0%

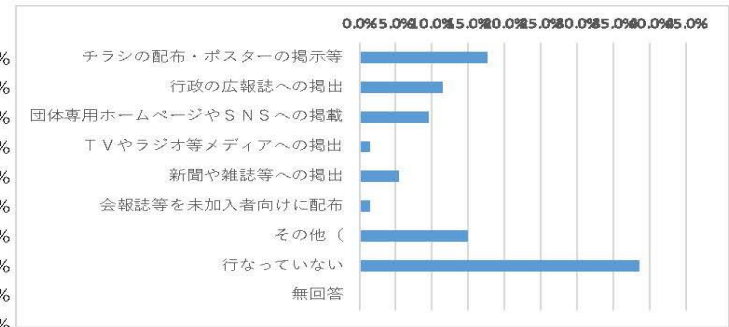


7 その他の内容

そば打ちなので発表会はしていない・仲間で楽しめれば良いから・活動内容が他の人に発表する事ではないため・会員の人たちで研究して作っている。

【問13】加入促進に向けどんなPR活動を行なっていますか。(〇はいくつでも)

項目	数値	割合(%)
1 チラシの配布・ポスターの掲示等	26	17.6%
2 行政の広報誌への掲出	17	11.5%
3 団体専用ホームページやSNSへの掲載	14	9.5%
4 TVやラジオ等メディアへの掲出	2	1.4%
5 新聞や雑誌等への掲出	8	5.4%
6 会報誌等を未加入者向けに配布	2	1.4%
7 その他()	22	14.9%
8 行っていない	57	38.5%
9 無回答	0	0.0%
合計	148	100.0%

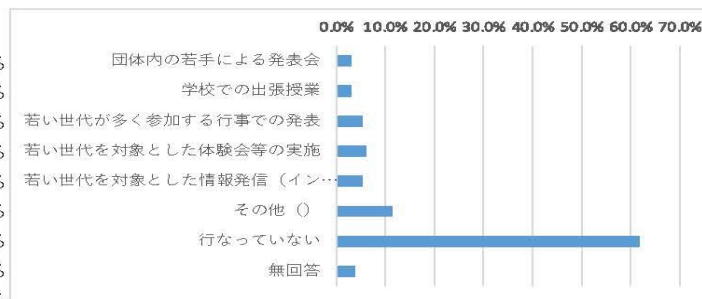


13 その他の内容

クラブ連合会の会報でPR・声かけ・口コミ・会員がPRして勧誘する・見学、体験、・ケアマネジャーや市福祉課に依頼・公民館一日体験教室・地区で誘ってる・ハガキの配布・①市の開催する文化祭の体験コーナーにてチラシでPR②市の公民館講座での開催

【問14】後継者育成を目的とした活動内容を教えてください。(〇はいくつでも)

項目	数値	割合 (%)
1 団体内の若手による発表会	4	3.1%
2 学校での出張授業	4	3.1%
3 若い世代が多く参加する行事での発表	7	5.3%
4 若い世代を対象とした体験会等の実施	8	6.1%
5 若い世代を対象とした情報発信(インターネットや若者向け雑誌など)	7	5.3%
6 その他()	15	11.5%
7 行っていない	81	61.8%
8 無回答	5	3.8%
合計	131	100.0%

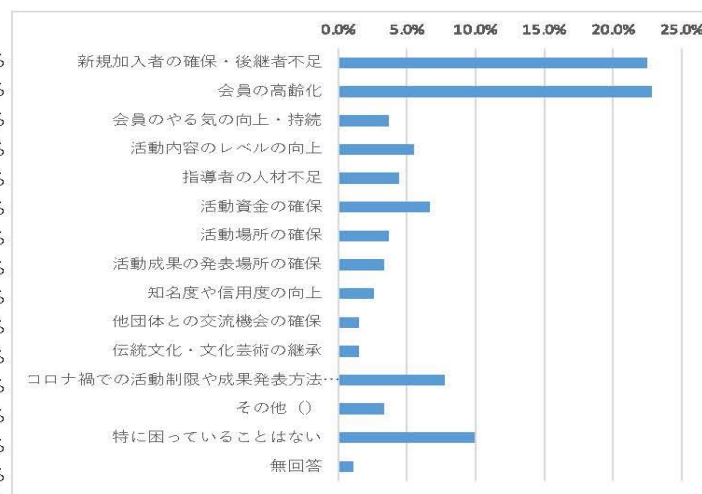


6 その他の内容

・ハガキ等による発信・会員からの声かけ・展示会の時、加入者を募集・高齢者施設での発表・口コミ・オンライン教室・考え中・学校に出向いて一緒に楽しむ・演奏会時等での募集・学校での出張授業・保育園・幼稚園・児童クラブへの普及員派遣・若い人たちを時々教えている

【問15】活動する上で困っていることは何ですか。(〇はいくつでも)

項目	数値	割合 (%)
1 新規加入者の確保・後継者不足	61	22.4%
2 会員の高齢化	62	22.8%
3 会員のやる気の向上・持続	10	3.7%
4 活動内容のレベルの向上	15	5.5%
5 指導者の人材不足	12	4.4%
6 活動資金の確保	18	6.6%
7 活動場所の確保	10	3.7%
8 活動成果の発表場所の確保	9	3.3%
9 知名度や信用度の向上	7	2.6%
10 他団体との交流機会の確保	4	1.5%
11 伝統文化・文化芸術の継承	4	1.5%
12 コロナ禍での活動制限や成果発表方法の制約	21	7.7%
13 その他()	9	3.3%
14 特に困っていることはない	27	9.9%
15 無回答	3	1.1%
合計	272	100.0%

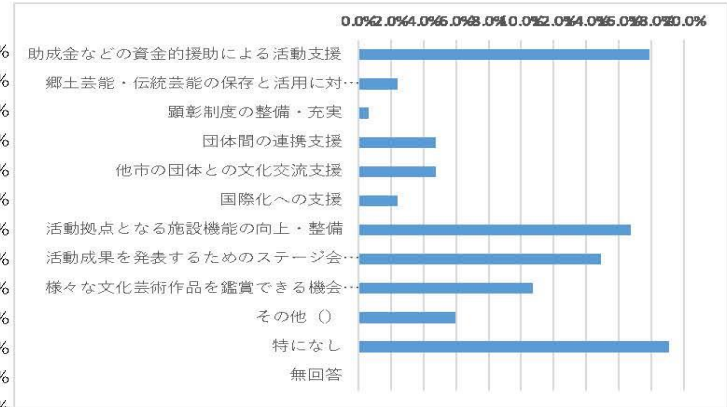


13 その他の内容

・新入会員の確保・県外へ見学等企画時、足の確保でお金がかかること・尺八という特殊な楽器で、コロナでの活動はオンラインのみとした。県外から講師をお願いしていたがコロナで中断されている。・少子化高齢化、コロナ禍でサークルはあと1年ほどで閉鎖になると思います。・家族の介護などで練習に参加できない仲間もいる。

【問16】活動する上で市に支援してほしいことは何ですか。（〇はいくつでも）

項目	数値	割合（％）
1 助成金などの資金的援助による活動支援	30	17.9%
2 郷土芸能・伝統芸能の保存と活用に対する支援	4	2.4%
3 顕彰制度の整備・充実	1	0.6%
4 団体間の連携支援	8	4.8%
5 他市の団体との文化交流支援	8	4.8%
6 国際化への支援	4	2.4%
7 活動拠点となる施設機能の向上・整備	28	16.7%
8 活動成果を発表するためのステージ会場や作品展示スペースの充実	25	14.9%
9 様々な文化芸術作品を鑑賞できる機会の充実	18	10.7%
10 その他（）	10	6.0%
11 特になし	32	19.0%
12 無回答	0	0.0%
合計	168	100.0%



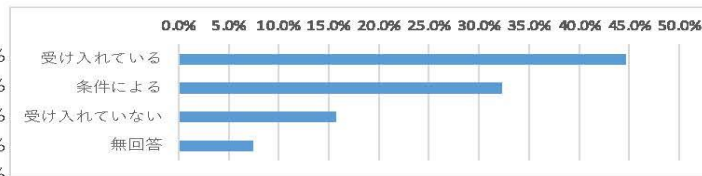
1.1 その他の内容

・趣味活動の一覧表みたいな物を作成して欲しい・プロの演奏に触れる演奏会への助成制度などがあれば有難い・平公民館茶室の茶笑など備品の購入。炉の電気釜を直してほしい・高齢のため出展の出入が出来ないため支援して欲しい・現在、サポセンにとっても良くサポートしてもらっているが、A3以上の大きな印刷は、日常的にはしてもらえないので、情報センターと教育委員会の共用で、1台印刷機を置いて安く印刷して欲しい。・利用者の増員。本物の芸術作品を鑑賞できる機会の充実・公民館施設内の暖房設備等の不具合の修繕・発表を必要としてくれるところがあれば参加したい・老朽化した道具の買い替え・小中学校における授業化やクラブとしての活動推進

【問17】障がいのある人も受入れていますか。（1つに○）

「③受け入れていない」を選択された方は、理由を下記にご記入ください。

項目	数値	割合（％）
1 受け入れている	54	44.6%
2 条件による	39	32.2%
3 受け入れていない	19	15.7%
4 無回答	9	7.4%
合計	121	100.0%

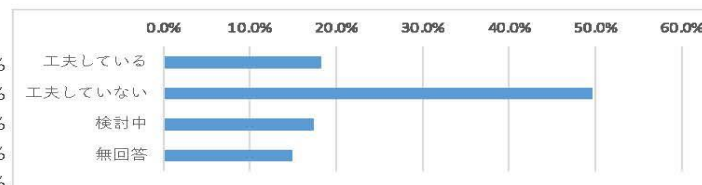


3 受け入れていない理由

- ・（植物の）育成管理等が難しいため・希望がない・そば打ちの為、手の不自由な方は無理です・シニア大学からの仲間の為・考えてもいなかった・教えられる方の高齢化と受け入れる体制が整わないため・会員が高齢であるため・現在募集していない・指導者不足

【問18】成果発表会や展示会等では、障がいのある人も行きやすいよう何か工夫をしていますか。（1つに○）

項目	数値	割合（％）
1 工夫している	22	18.2%
2 工夫していない	60	49.6%
3 検討中	21	17.4%
4 無回答	18	14.9%
合計	121	100.0%



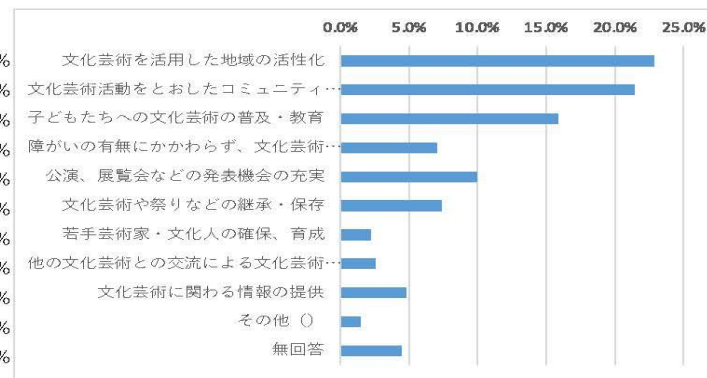
1 工夫している内容

- ・ギャラリーのバリアフリー化を何度となく行政機関に要請・個人指導をしている・車イスでも展示会を見られる場所で行っている・近くの方が一緒に身に連れて行ってます。・文化祭の時に以前はお茶室でお茶席を実施していたが、足が痛くて正座できない人も参加していただけるように講堂でイスに座って参加していただけるようにした・事前に下見する。内容をしっかり伝える。・車イス可バリアフリーの場所を選び展示・社公民館（スロープ有）使用・広い会場や車椅子使用が可能な場所の確保・車椅子会員用にエレベーターバリアフリー施設を利用・車椅子利用の方への支援など発表の会場が文化会館なので会館の設備等によります・発表会場が文化会館のため車椅子の方への対応、設備。
- ・大町市文化会館でのバリアフリー対応事・前練習をしたり、安心して発表出来る場となるよう準備をする。

◆文化芸術振興のため行政や団体が担う役割について

【問19】取り組んでいきたいことや担っていききたいと思う役割は次のうちどれですか。（回答は上位3つまで）

項目	数値	割合（％）
1 文化芸術を活用した地域の活性化	62	22.9%
2 文化芸術活動とおとしたコミュニティ（仲間づくり）によるまちづくり	58	21.4%
3 子どもたちへの文化芸術の普及・教育	43	15.9%
4 障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動に参加できるようなサポートの充実	19	7.0%
5 公演、展覧会などの発表機会の充実	27	10.0%
6 文化芸術や祭りなどの継承・保存	20	7.4%
7 若手芸術家・文化人の確保、育成	6	2.2%
8 他の文化芸術との交流による文化芸術の創造・発展・普及	7	2.6%
9 文化芸術に関わる情報の提供	13	4.8%
10 その他（）	4	1.5%
11 無回答	12	4.4%
合計	271	100.0%

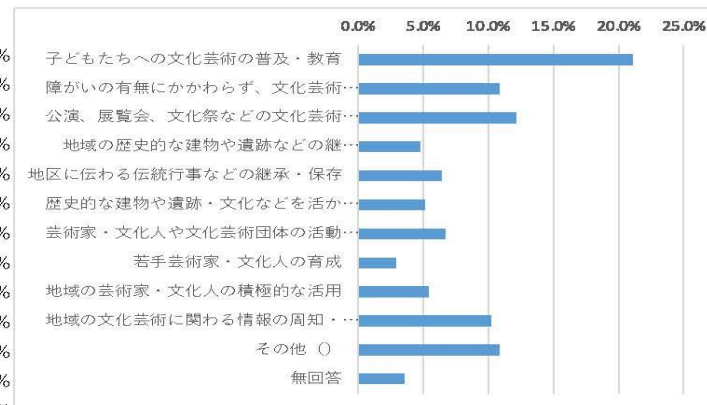


10 その他の内容

- ・いかに上手にそばを打てるか・芸術に関した会ではないので回答できません・生涯学習の継続・子供から大人までの市民の学習活動の活性化と生涯学習の推進体制の整備

【問2 0】文化芸術を振興するために、行政が担うべき役割はどのようなことだと思いますか。（回答は上位3つまで）☒

項目	数値	割合（％）
1 子どもたちへの文化芸術の普及・教育	66	21.1%
2 障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動に参加できるようなサポートの充実	34	10.9%
3 公演、展覧会、文化祭などの文化芸術事業の充実	38	12.1%
4 地域の歴史的な建物や遺跡などの継承・保存	15	4.8%
5 地区に伝わる伝統行事などの継承・保存	20	6.4%
6 歴史的な建物や遺跡・文化などを活かしたまちづくりの推進	16	5.1%
7 芸術家・文化人や文化芸術団体の活動の支	21	6.7%
8 若手芸術家・文化人の育成	9	2.9%
9 地域の芸術家・文化人の積極的な活用	17	5.4%
10 地域の文化芸術に関わる情報の周知・発信	32	10.2%
11 その他（）	34	10.9%
12 無回答	11	3.5%
合計	313	100.0%



1.1 その他の内容

・有線放送等でプロの演奏など多く流してもらって・国際芸術祭を通じ街と若者の参加による活性化街づくり・発表会場の十分な充実など・趣味などの才能のある人も多いかと思うが指導できる指導者も探すなどして講座など増やしてほしい

◆文化芸術活動が生み出す活力について

【問2 1】皆さまが活動されているように、文化芸術活動は「創作する喜び・発表する喜び・見る喜び」など、私たちに深い感動をもたらします。市民・行政・関係団体が、それぞれの取り組みや役割を果たす中で文化芸術振興を進めることにより、今後のまちづくり・人づくりに大きく寄与すると思いませんか。

分からない

項目	数値	割合（％）
1 そう思う	93	76.9%
2 思わない	2	1.7%
3 分からない	21	17.4%
4 無回答	5	4.1%
合計	121	100.0%

